

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月4日

大阪府知事 殿

提出者

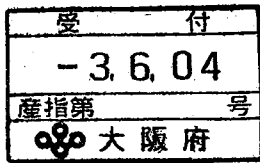
住所 大阪市西区西本町1丁目13番47号

氏名 戸田建設株式会社大阪支店

常務執行役員支店長 三宅 正人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6531-9018  
(建築環境品質管理部)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪府内管轄事業場
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 533.2 億円 (2021年3月31日現在 大阪支店)
③従業員数	420人 (2021年4月1日現在 大阪支店在籍者)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
4.7.t	126.4.t	1.5.t	9.5.t

②計画

紙くず	木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
4.2.t	113.8.t	1.4.t	8.6.t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
8669.6 t	1607 t	9.6 t	208.2 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
7802.6 t	1446.3 t	8.6 t	187.4 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
44.3 t	0.1 t	t	t

②計画

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
39.9 t	0.1 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	953.9・t	14・t
	優良認定処理業者への処理委託量	953.9・t	14・t
	再生利用業者への処理委託量	953.9・t	14・t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 過去に当社と委託契約を締結し、適正に処理を行った産廃許可業者のデータから処理業者の選定に配慮している。定期的に現地確認を行っている。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
4.7 t	126.4 t	1.5 t	9.5 t
4.7 t	62 t	1.5 t	9.5 t
4.7 t	126.4 t	0 t	9.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t



(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物(管理型)
8669.6 t	1607 t	9.6 t	208.2 t
267.2 t	0 t	9.6 t	207.2 t
8669.6 t	1607 t	9.6 t	0 t
0 t	0 t	0 t	22.1 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-4)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
44.3 t	0.1 t	t	t
44.3 t	0.1 t	t	t
0 t	0.1 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		858.5 t	12.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量		858.5 t	12.6 t
	再生利用業者への処理委託量		858.5 t	12.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト対応可能な処理業者を尊重するとともに、今後優良認定業者からの選定を検討していく。締結した処理業者については定期的に現地確認を行う。			
※事務処理欄				

## ②計画

紙くず	木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
4.2 t	113.8 t	1.4 t	8.6 t
4.2 t	55.8 t	1.4 t	8.6 t
4.2 t	113.8 t	0 t	8.6 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)
7802.6 t	1446.3 t	8.6 t	187.4 t
240.5 t	0 t	8.6 t	186.5 t
7802.6 t	1446.3 t	8.6 t	0 t
0 t	0 t	0 t	19.9 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
39.9 t	0.1 t	t	t
39.9 t	0.1 t	t	t
0 t	0.1 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添 1 処理工程図

### ①産業廃棄物許可業者との処理委託契約の締結

- ・委託先の許可内容の確認  
事業の範囲、許可者、許可の有効期限、  
取り扱う産業廃棄物の種類、運搬車輛、  
処理施設の種類、能力等、処理施設等の現地確認

### ②コンテナ設置

(分別ヤード設定)

### ③作業所からの産業廃棄物の発生

### ④委託契約した産業廃棄物許可業者（運搬・処分）への委託処理

- 電子マニフェスト利用業者の選定  
(紙マニフェストの場合は交付、追跡調査、マニフェスト管理台帳記載、処理状況の確認)



## 別添2 管理体制図

(管理体制図)

●支店担当者(建築:建築環境品質管理部、土木:土木工事部環境管理課)

- ・作業所への助言
- ・処理計画書の審査
- ・月次報告のチェック、必要に応じて随時の打合せ

●作業所長

- ・処理計画の作成
- ・処理業者の選定
- ・委託内容の確認
- ・処理委託契約書の締結

●作業所産廃担当者

- ・処理施設の現地確認、
- ・分別ヤードの整備、作業員への周知・指導
- ・マニフェスト交付
- ・処理状況の確認
- ・実績報告のための集計、報告